

○社会福祉法人下関市社会福祉協議会

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

〔 下関市社協規程第17号
平成17年2月14日制定 〕

改正 平成20年 7月 1日 平成25年 4月 1日
平成29年 2月14日 平成29年 6月22日

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人下関市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

（非常勤役員 の報酬）

第3条 本会の非常勤役員 に対しては、別表第1により報酬を支給する。

2 月額による報酬を受ける者で月の途中において就任又は退任したときは、その月分の報酬については日割りにより計算する。

（常勤役員の報酬及び諸手当）

第4条 常勤役員に報酬、管理職手当、通勤手当及び期末手当を支給する。

2 前項の報酬及び管理職手当の額は、別表第2の範囲内で会長が定める。

3 第1項の報酬及び諸手当の支給方法は、社会福祉法人下関市社会福祉協議会給与規程（下関市社協規程第18号。以下「給与規程」という。）の例により支給する。なお、この場合において、期末手当の額の計算の割合は、給与規程第31条第2項及び第32条第2項に規定する割合の合計とする。

（常勤役員の退職手当）

第5条 常勤役員の退職手当は、社会福祉法人下関市社会福祉協議会職員退職手当支給規程（下関市社協規程第19号。以下「職員退職手当支給規程」という。）の例により支給する。

（非常勤会長の慰労金）

第6条 非常勤の会長が退任したときは、本会による貢献度等を考慮し、在任期間に応じて、慰労金を支給することができる。

2 慰労金の額は、職員退職手当支給規程の例により支給する。

（評議員の報酬）

第7条 本会の評議員は、別表第1により報酬を支給する。

（費用弁償）

第8条 本会の役員及び会長の委嘱を受けた者並びに会長が特に認めた者等に対する費用弁償は、別表第3に定めるところによる。

2 管内出張及び外国出張についての費用弁償は、社会福祉法人下関市社会福祉協議会旅費規程（下関市社協規程第20号。以下「旅費規程」という。）の適用を受ける職員の旅費の支給の例による。

3 前2項の費用弁償の支給方法については旅費規程を準用する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成17年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月26日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第7条別表第1第3号については平成29年2月14日より適用する。

附 則（平成29年6月22日 評議員会）

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（1）非常勤役員の報酬

職 名	区分	金 額
会長の職にある者	月額	100,000円
地域担当理事の職にある者	月額	40,000円
その他の役員（下記の場合の監事を除く。）	日額	3,500円
監査を行った監事	日額	6,000円
備考 日額報酬は、理事会、評議員会、部会、委員会、監査会及び会長の命を受けた会議等に出席した役員（月額報酬を受ける役員を除く。）に支給する。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は、1のみの日額を支給する。		

（2）評議員の報酬

職 名	区分	金 額
評議員	日額	3,500円
備考 日額報酬は、理事会、評議員会、部会、委員会、監査会及び会長の命を受けた会議等に出席した評議員に支給する。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は、1のみの日額を支給する。		

（3）評議員選任・解任委員及の報酬

職 名	区分	金 額
評議員選任・解任委員	日額	3,500円

別表第2（第4条関係）

報 酬 月 額
150,000円 以上 300,000円 以内

管理職手当（月額）
20,000円 以上 50,000円 以内

別表第3（第8条関係）

航空賃・鉄道賃・船賃・車賃	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）
社会福祉法人下関市社会福祉協議会旅費規程の適用を受ける職員の旅費の支給の例により算出した額	1日以内の旅行 1,300円	13,100円
	1泊以上の旅行 2,000円	

職 名	区分	金 額
地域福祉推進委員会委員	日額	1,500円
第三者委員	日額	1,500円
上記以外の委員等	別に定める。	